

令和3年(行ウ)第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件  
原告 ●●●● 外2名  
被告 国

## 準備書面 (10)

令和4年1月31日

東京地方裁判所民事第2部 Af係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

### 一 カルタヘナ法違反(承前)

1 原告らは、令和4年1月26日付け準備書面(8)において、本件ワクチンの特例承認がカルタヘナ法に違反してゐることを主張したが、このカルタヘナ法の主所管は経済産業省であつて厚生労働省ではない。

2 経済産業省の令和3年1月27日の「第3回再生・細胞医療・遺伝子治療開発協議会」における資料1-2の「遺伝子治療分野における研究開発の状況と課題について(日本遺伝子細胞治療学会 藤堂具紀(理事長、東京大学医科学研究所・教授)、福原浩(副事務局長、杏林大学医学部・教授)」によれば

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/saisei\\_saibou\\_idensi/dai3/siryou1-2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/saisei_saibou_idensi/dai3/siryou1-2.pdf)

「カルタヘナ法の問題」として、「ウイルスベクターを用いる新型コロナウイルスワクチンもカルタヘナ法の対象」とであると明記してをり、原告らの認識と一致してゐる。

3 また、同月の経済産業省のカルタヘナ法担当の「商務・サービスグループ 生物化学産業課 生物多様性・生物兵器対策室」による「経済産業省所管分野におけるカルタヘナ法第二種使用等に係る規制の概要・運用改善等について」

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/saisei\\_saibou\\_idensi/dai3/siryou1-2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/saisei_saibou_idensi/dai3/siryou1-2.pdf)

においても、経済産業省は本件ワクチンの危険性とカルタヘナ法違反を認識してをり、厚生労働省との認識とに大きな齟齬があつて、行政政策の不統一と、ワクチン政策が厚生労働省による暴走であることが浮き彫りになつてゐるのである。

### 二 経済産業省の応訴要請

1 本件訴訟における被告国の指定代理人は、東京法務局訟務部の5人以外の27人は、すべて厚生労働省に所属する者であつて、経済産業省関係者は、すべて排除されて1人も含まれてゐない。

2 本件の被告は国であつて、厚生労働省が被告ではない。経済産業省において、「ウイルスベクターを用いる新型コロナウイルスワクチンもカルタヘナ法の対象」としながらも、厚生労働省の独断専行を黙認した経済産業省の責任もまた国の責任なのであるから、本件訴訟においては、経済産業省を排除することなく、経済産業省の指定代理人も選任して、経済産業省の認識に基づいた応訴をすべきである。